解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十一月二十三日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十八年三月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十三日

東京都文京区大塚六丁目三七番五号

医療法人社団璋和会

清算人　瀬戸山由紀子

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十三日

岩手県盛岡市みたけ三丁目三二番一八号

岩手県自動車販売厚生年金基金

代表清算人　元持　勝利

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月十八日目的たる事業の成功の不能により群馬県知事の認定を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十三日

群馬県前橋市三河町一丁目一七番一号

学校法人豊川学園

清算人　河村　昭明

解散公告（第三回）

当法人は、責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十三日

東京都大田区久が原五丁目一二番一〇号

日本基督教団南久が原教会

清算人　大三島義孝

解散公告（第三回）

当法人は平成二十七年四月九日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十三日

東京都千代田区紀尾井町三番二八号アドミラル紀尾井町ビル四階

財団法人社会環境研究センター

清算人　村井　仁昭

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月三十一日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十三日

新潟県新潟市中央区鳥屋野南二丁目一八番三号

鳥屋野大島土地区画整理組合

代表清算人　川崎　健輔

配当公告

千葉県銚子市内浜町一五四六番地

破産者　有限会社宮内エンジンサービス工業

右の者に対する千葉地方裁判所八日市場支部平成二十六年（フ）第九十五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五〇九、九四四、六九七円

一、配当することのできる金額

金一三、八二二、二一四円

平成二十八年五月十三日

千葉市中央区中央三丁目九番九号　エレル千葉中央ビル五階　プライム法律事務所

破産管財人　弁護士　永嶋久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市南鳩ヶ谷七丁目一四番地

一、最後の住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷七丁目一四番五号　被相続人　亡　仲　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十三日

埼玉県さいたま市緑区東浦和四―二―二クレセントビル二〇一号室東うらわ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　志村　佳重

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区両国二丁目一六番地五、最後の住所東京都江戸川区平井二丁目一〇番七号　被相続人　亡　堀田　泰作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十三日

事務所東京都中央区銀座三―九―一九吉澤ビル八階東京21法律事務所

相続財産管理人　弁護士　広津　佳子

（登録姓　橘髙）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市高城町二三〇八番地、最後の住所千葉県八千代市ゆりのき台四丁目五番地二　一棟二一〇五号

被相続人　亡　川畑　弘幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十三日

愛知県豊田市西町一丁目四番地　アパート組合ビル二階　愛知ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉本みさ紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区川口一丁目一七番地一、最後の住所大阪市生野区勝山北五丁目一二番三八号ガーデンハウス勝山五〇四号

被相続人　亡　髙松　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十三日

大阪市北区豊崎三―二―一淀川5番館七階

相続財産管理人　弁護士　中西　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区篠原本町四丁目三二番地、最後の住所神戸市長田区林山町八番地の五クレセント長田二〇七号

被相続人　亡　福田　道忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十三日

神戸市中央区海岸通八番地　神港ビル七階

神戸海都法律事務所

相続財産管理人　弁護士　向山　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良市月ヶ瀬長引二八二番地、最後の住所奈良市月ヶ瀬長引二八二番地

被相続人　亡　澤井エイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十三日

奈良市高天市町一一番地高天飯田ビル六階

相続財産管理人　弁護士　北條　正崇

第六十五回定時株主総会招集のお知らせ

平成二十八年五月二十日（金）午前十時より東京都渋谷区笹塚一丁目六二番二号、東日本交通株式会社会議室において、当社の第六十五回定時株主総会を開催し、左記事項を付議いたしますから御出席下さいますようお知らせいたします。

平成二十八年五月十三日

東京都渋谷区笹塚一丁目六二番二号

東日本交通株式会社

代表取締役社長　榎元　正人

株主各位

会議の目的たる事項

第一号議案　第六十五期（自平成二十七年四月一日至平成二十八年三月三十一日）事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表承認の件

第二号議案　剰余金について、およびその他の処分に関する件

第三号議案　その他